

練馬区立光が丘夏の雲小学校 いじめ防止基本方針

練馬区立光が丘夏の雲小学校

「いじめ防止対策推進法」が施行され、学校では、いじめ防止基本方針または地域いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定をすることになりました。学校としての方針を以下のようにまとめました。

1 学校としての基本姿勢

- いじめは重大な人権侵害行為であり、決して許されるものではない。
- いじめはどこでも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合は、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、組織で対応する。
＊全教職員がこの基本姿勢に立って、日々の学校生活を通して児童を見守る。

2 いじめを早期発見するための取組

- ・区の「ふれあい月間」(6月 10月 2月)に、「いじめアンケート」を実施し実態を調査する。
- ・学校いじめ対策推進教員を中心に、心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、学校生活支援員、身近な教員への相談ができるよう環境を整え、気軽に相談できる体制を整える。
- ・いじめ対策委員【生活指導委員会】(学校いじめ対策推進教員・特別支援コーディネーター・担任・学年主任・生活指導主任・管理職)で児童の様子を掌握し、必要に応じて対応する。

3 いじめを発見した場合の対応

(1) 対応の手順

- ① 事実確認（該当児童双方への聞き取り等）
- ② 保護者への連絡・周知
- ③ 該当児童双方への指導と、保護者への支援

(2) 校内の対応

- ・校内支援委員会で対応を協議し、学校全体で情報を共有し、児童の様子を注意して見守っていく。
- ・心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、生活支援員等が児童、保護者の相談にのる等支援する。

(3) 関係機関との連携

- ・教育委員会に報告をし、指導助言の下対応する。

4 いじめを受けている児童に対する対応

(1) 学校の生活場面での対応の仕方

- ① 登下校
　保護者と相談をし、一人にならないように配慮する。
- ② 登校したら
　登校を確認したら、必要に応じて保護者に連絡を入れ、様子を見守る。
- ③ 授業中

担任または学校職員が靴箱まで行き、様子を見守る。

④ 休み時間・教室移動、清掃中

- ・担任または学校職員が児童の様子を見る。
- ・教室移動に際しては、担任が先導し指定の教室に入るまで付き添う。
- ・教室清掃は担任が児童の様子を見守り、出張清掃では、教員、学校職員が児童の様子を見守る。

(2) 家庭との連携

- ・定期的に学校での様子を家庭に報告する。

5 その他

- ・全校朝会での校長講話で、人とのかかわりやいじめについて取り上げる。
- ・人とのかかわりについて、道徳はもちろん、朝の会や帰りの会、特別活動の時間で、機会あるごとに取り上げ、子供たちに考えさせるようにする。
- ・あらゆる機会を通して、一人一人の人権を尊重する気持ちを育てていく。
- ・日頃の学校生活を振り返って、困ったことや悩んでいること、今の自分が抱えている課題、よかつたこと、うれしかったことなどを振り返らせ、個人の様子、学級の状況を把握する資料として、指導に生かす。

6 いじめ防止対策推進法より

1 学校が実施すべき基本的施策

- (1) 道徳教育等の充実
- (2) 早期発見のための措置
- (3) 相談体制の整備
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
※SNS 夏雲ルール、家庭ルールの策定及び更新

2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと

3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として

- (1) いじめの事実確認
- (2) いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援
- (3) いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定める

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を行う
- (2) 上記の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し必要な情報を適切に提供する
- (3) 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他のいじめの防止等に関する措置を定めること